動産の引渡断行仮処分命令申立書

令和3年11月2日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士 鶴 森 雄



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利

- 1 使用貸借契約終了に基づく目的物返還請求権
- 2 資格喪失に基づく被保険者証提出請求権

申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の動産を仮に引き渡せ との裁判を求める。

申立ての理由

- 第1 被保全権利
 - 1 当事者
 - (1) 債権者

債権者は、システム開発・運用等を行う株式会社である(甲1)。

(2) 債務者

債務者は、令和3年6月1日付で、契約期間の定め無し、試用期間を令和3年6月1日から同年8月31日まで、職務内容をシステム・ソフトウェア開発関連業務全般を行うものとして債権者に採用され、債権者のアカウントマネージャー本部に所属し、システム・エンジニアとして複数のプロジェクトに従事していた(甲2、甲7)。

- 2 本件動産(別紙物件目録記載の動産)の債務者への貸与・交付
 - (1) 債権者は、債務者に対し、債権者への入社に際し、債務者が債権者の従業員として債権者の業務に従事する期間、債権者がレンタルしている別紙物件目録記載1のノートパソコン(甲3の1、3の2)を無償で貸与した。
 - (2) 債権者は、債務者に対し、債権者への入社に際し、債務者が債権者の従業員として債権者の業務に従事する期間、別紙物件目録記載2の社員証、同記載3の債権者の本社が入居する建物の入館証、同記載4の債権者内の自動販売機の利用のためのオフィスペイカードを無償で貸与した。
 - (3) 債権者は、債務者に対し、債権者への入社に際し、申立外トランス・コスモス健康保険組合が発行し、債権者に送付されてきた別紙物件目録記載5の健康保険被保険者証を債務者に交付した。

3 本件動産の不返還

(1) 雇用契約の終了

債務者は、採用前に債権者に提出した職務経歴書に記載した様々なビジネス能力が債務者に備わっておらず、指示や説明を理解する能力に欠け、他のプロジェクトメンバーを根拠なく批判するなど協調性に欠ける行為がみられ、顧客からの説明の求めに対し食い違う回答を繰り返すなどコミュニケーション能力に欠けていたうえ、これらについて再三にわたって指導したにもかかわらず改善がみられなかった。また、自身の勘違いや思い込みにより他

のプロジェクトメンバーを非難するなどしたり、許可なく持ち場をはなれたりなど、社内の風紀を乱す行為を行った(甲7)。そのため、債権者は、令和3年7月29日、試用期間満了の令和3年8月31日をもって解雇する旨予告したうえ(甲4)、その後同年8月31日でもって債務者を普通解雇した(甲6)。

- (2) 雇用契約終了により、債務者が債権者の業務に従事することもなくなったので、別紙物件目録記載1ないし4の動産の使用貸借契約も終了した。これにより、債権者は、債務者に対して、これらの動産について目的物返還請求権を有する。
- (3) 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に資格喪失届に添えて返納しなければならず、被保険者は、その資格を喪失したとき、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならないとされているところ(健康保険法施行規則51条1項、2項及び4項)、債務者は、解雇による雇用契約の終了により被保険者資格を喪失した(健康保険法36条第3項)ので、債権者は、債務者に対して、別紙物件目録記載5の被保険者証の提出請求権を有する。
- (4) 債務者は、債権者による解雇が「不正行為を内部告発したことで報復的な懲戒解雇した」ものであり、無効であると争い、別紙物件目録記載1ないし4の動産の返還や別紙物件目録記載5の被保険者証の提出の求めを拒絶し、引渡しに応じていない(甲7)。

第2 保全の必要性

- 1 債権者から債務者に対して、別紙物件目録記載の動産を債権者に返還・提出するよう求めたが、債務者からは返答がなかった。
- 2 別紙物件目録記載1のノートパソコンには、債権者の顧客の情報も記録されており、債務者に漏洩されるおそれがある。現に債務者は、自身が開設したW

- e bページに就業中に取得した情報を掲載している(甲8)。顧客情報を第三者に漏洩されてしまった場合、債権者が顧客に対して責任を取ることになり、 多大な損害を負うおそれがある。
- 3 債務者は、解雇後の令和3年9月16日、別紙物件目録2記載の入館証及び 社員証を使用して、無断で債権者本社事務所に侵入し、備付けの複合機を使用 してコピーをしており(甲7)、このまま債務者のもとに入館証及び社員証を 保持させていれば再度不正に利用するおそれがある。また、オフィスペイカー ドを利用して不正に自動販売機で商品を購入されるおそれがある。
- 4 被保険者証の速やかな返納が求められているのは、不正利用を防止するためであるところ、このままでは、債務者が無資格のまま窓口で別紙物件目録記載5の被保険者証を医療機関に提示して保険診療を受けるおそれがあり、また、被保険者証は本人確認方法の一手段として使用されているところ、不正に別紙物件目録5記載の被保険者証を本人確認手段として利用されるおそれがある。
- 5 債権者は、別紙物件目録記載の動産を債権者に返還・提出することを求めて本案訴訟を準備中であるが、本案判決の確定を待っていては上記のとおり甚大な損害を被る恐れがあるので、本申立てをする次第である。

疎明方法

甲第1号証 履歴事項全部証明書(写し)

甲第2号証 雇入通知書(写し)

甲第3号証の1 納品書(写し)

甲第3号証の2 レンタル物件付属品一覧表(写し)

甲第4号証 解雇予告に関する確認通知書(写し)

甲第5号証 自宅待機命令書(写し)

甲第6号証 解雇理由説明書(写し)

甲第7号証 報告書

甲第8号証 債務者が開設した WEB ページ (写し)

添付資料

- 1 甲号証 各1通
- 2 資格証明書(履歴事項全部証明書) 1通
- 3 訴訟委任状 1通

以上

当事者目録

〒141-0031 東京都品川区西五反田二丁目28番5号

債 権 者 大宇宙ジャパン株式会社

上記代表者代表取締役 中山国慶

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目30番12号

城北自動車会館6階

池袋総合法律事務所(送達場所)

電話03-3980-9190

FAX 0 3 - 3 9 8 4 - 2 4 8 4

債権者代理人弁護士 鶴森雄二

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

債 務 者 孫 樹斌

物件目録

1 ノートパソコンの表示

メーカー名 Dell Technologies (デル・テクノロジーズ)

品名・型名 Dell Latitude 5310

プロセッサー: Ci7-1.8G/メモリー: 16G/ストレージ: 513G/デ

ィスプレイ: 13.3 インチ/OS: Windows10 Pro (64-bit)

管理番号 63-97829

付属品 ACアダプタ

1個

microSIM カードトレイ (本体側面付着)

1個

電源コード (2P(m)アース付-3Pミッキー型) 1本

2 社員証の表示

社 員 名 孫 樹斌

社員 ID 5326

3 入館証の表示

4. オフィスペイカードの表示

管理番号:194

5 健康保険被保険者証の表示

保険者名 トランス・コスモス健康保険組合

組合員名 孫 樹斌

組合員番号 375

以上